



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年1月31日火曜日 第378号

◇ 目 次 ◇ 規 則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則..... (医療対策課)39

告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... (税務課)40

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室)40

同意の成立（漁獲共済）..... (漁政課)40

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課)40

基本測量の実施の通知..... (道路維持課)40

公共測量の実施の通知..... (")40

道路の区域変更（県道松山伊予線）..... (中予地方局管理課)41

道路の供用開始（県道松山伊予線外）..... (")41

開発行為に関する工事の完了（2件）..... (中予地方局建築指導課)41

道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）..... (南予地方局管理課)41

道路の供用開始（ " ）..... (")42

道路の区域変更（県道大洲野村線）..... (南予地方局大洲土木事務所)42

道路の供用開始（ " ）..... (")42

公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入..... (会計課)42

選挙管理委員会告示

開票区の設置の廃止..... (選挙管理委員会)43

愛媛県選挙事務執行規程の一部改正..... (")44

愛媛県選挙公営実施規程の一部改正..... (")44

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第1号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和57年愛媛県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第2条関係） 准看護師免許申請書</p> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 過去に准看護師免許を有していたことはありません。 （あるときは、登録番号）</p> <p>注 省略</p>	<p>様式第1号（第2条関係） 准看護師免許申請書</p> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>注 省略</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の保健師助産師看護師法施行細則様式第1号の規定による准看護師免許申請書は、改正後の保健師助産師看護師法施行細則様式第1号の規定による准看護師免許申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第102号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和5年1月19日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
32	愛媛県猟友会 南宇和支部 支部長 内倉 長蔵	1 住所 南宇和郡愛南町正木1833番地	1 住所 南宇和郡愛南町城辺甲4801番地
		2 代表者氏名 内倉 長蔵	2 代表者氏名 畑田 藤志郎
		3 売りさばき所 南宇和郡愛南町正木1833番地	3 売りさばき所 南宇和郡愛南町城辺甲4801番地

○愛媛県告示第103号

令和5年1月18日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
菊池 亘	愛媛県八幡浜市	愛媛県八幡浜市川上町上泊甲31番ほか5筆	5,741

2 認可年月日

令和5年1月23日

○愛媛県告示第104号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

区 域	区 分
弓削区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧弓削漁業協同組合の地区）	小型定置漁業

○愛媛県告示第105号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

山越B-1地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱
松山市	山越三丁目	980番13	1号
		349番3	2号、3号
		348番1	4号、5号
		980番12	6号

○愛媛県告示第106号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間 令和5年2月1日から終了を通知するまで
- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年1月25日から2月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城地区～御荘平山地区

○愛媛県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	松山伊予線	松山市古川南三丁目1150番5から 同市古川南三丁目1158番1まで	旧	メートル 33.7~47.6	キロメートル 0.019	
			新	33.7~60.0	0.019	

○愛媛県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川南三丁目1150番5から 同市古川南三丁目1158番1まで	令和5年1月31日
"	久米垣生線	松山市古川南三丁目847番3から 同市古川西三丁目1222番5まで	"
"	河中平井停車場線	松山市小野町乙16番93	"

○愛媛県告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年1月31日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第43号 令和5年1月20日	東温市志津川字力石甲1129番1	岩手県盛岡市本宮五丁目5番5号 株式会社タカヤ

○愛媛県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年1月31日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第44号 令和5年1月20日	伊予市市場字高ソリ甲68番、甲69番、甲70番1、甲71番2及び甲72番5	伊予市市場68番地 黒 川 大 造

○愛媛県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘甲2302 - 2地先から 同町北灘甲1148 - 19地先まで	旧	メートル 4.6 ~ 6.8	キロメートル 0.115	
		宇和島市津島町北灘甲2302 - 2地先から 同町北灘甲1148 - 19地先まで 及び 宇和島市津島町北灘甲2302 - 2から 同町北灘甲1148 - 19まで	新	4.6 ~ 6.8 及び 8.6 ~ 11.2	0.115 及び 0.110	

○愛媛県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘甲2302 - 2から 同町北灘甲1148 - 19まで	令和5年1月31日

○愛媛県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹甲1109番5から 同町大竹甲1089番9まで	旧	メートル 11.1 ~ 15.5	キロメートル 0.070	
			新	11.7 ~ 24.7	0.070	

○愛媛県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹甲1109番5から 同町大竹甲1089番9まで	令和5年1月31日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年1月31日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県漁業取締船用燃料の購入
- (2) 購入物品名及び数量
軽油（免税・JIS K2204 2号）
約373,200リットル

この数量は、過去1年間の購入実績に基づく数量であり、令和5年度の納入量を保証するものではない。

- (3) 購入物品の内容等
入札説明書による。
- (4) 納入期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 納入場所
松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域
- (6) 入札方法
ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）7⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。
イ 入札金額は、1リットル当たりの単価で行う。単価は、小数第二位までとする。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（その金額に小数第三位以下の端数があるときはその端数を切り捨て、小数第二位までとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2156
- (2) 入札書の受領期間
令和5年3月20日（月）午前9時から同月22日（水）午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

令和5年3月22日（水）午前10時

愛媛県庁本館1階会議室（都合により変更する場合あり。）

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：令和5年3月10日（金）午後5時
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
ア 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
イ 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
運用基準7⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による入札が承諾された者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。
ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil (tax exempted, JIS K2204 No. 2) approximately 373,200L
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 22 March 2023
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

開票区の設置（平成17年8月愛媛県選挙管理委員会告示第50号）は、廃止する。

令和5年1月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月31日愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
令和5年1月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

別記第3号様式中「㊦」を削除する。

別記第4号様式中「㊦」を削除する。

別記第5号様式中「㊦」を削除する。

別記第9号様式中「㊦」を削除する。

別記第15号様式中「㊦」を削除する。

別記第16号様式中「㊦」を削除する。

別記第34号様式中「㊦」を削除する。

別記第38号様式中「㊦」を削除する。

別記第40号様式中「㊦」を削除する。

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
令和5年1月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

別記第5号様式の3中「㊦」を削除する。

別記第5号様式の5中「㊦」を削除する。